

政府の 物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童 1 人につき 2 万円を 1 回限りで支給します！

■はじめに・・・申請は必要ですか？

原則**申請は不要**です。

注) 申請が必要かの確認は、裏面「6」を参照してください。

① 手当についてのお知らせを送付します。

② 支給を希望しない場合や支給口座を変更する場合、届出書を提出してください。(届出書は市HP掲載)

③ 児童手当受給口座等へ振り込みます。

注) 申請が必要な方(裏面「6」参照)は申請書を提出してください。

小矢部市

子育て
世帯

申請が必要な方

1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次の(1)または(2)に該当する児童が対象になります。

(1) **令和7年9月分(※)の児童手当の支給対象児童**

(※令和7年9月に出生した児童については10月分)

(2) **令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童**

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記対象児童の**児童手当受給者**に支給します。

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童 1 人につき **2 万円** (1 回限り) です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

小矢部市では2月下旬から順次支給を開始します。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

- (1) 児童手当受給者 ⇒ **原則、児童手当受給口座**に振込
- (2) 申請書を提出した人 ⇒ **申請書で指定した口座**に振込
(「6」の対象者)

注) 口座が解約・変更等により振り込みができない場合は支給されません。
手続きが必要ですので、こども家庭課までご連絡ください。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次の①～③の方は申請が原則必要です。

- ① **令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者**
- ② **10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者**

※①②のうち、令和7年12月26日までに小矢部市で児童手当認定請求済みの方は申請不要です。

- ③ **所属庁から児童手当を受給している公務員**

※公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。

申請書提出先：小矢部市こども家庭課（小矢部市鷲島15番地）

7. こんなときはどうなるの？

■ **引っ越した場合はどうなりますか？**

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市区町村から振り込まれます。 ご不明な点は、前住所地の市区町村にお問い合わせください。

■ **DV被害により、子どもとともに避難していますが、どうなりますか？**

避難先の市区町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市区町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市区町村に連絡する必要もありません。

お問い合わせ先（小矢部市役所）

こども家庭課（小矢部市鷲島15番地）

電話：0766-67-8603

（受付時間：平日8:30～17:15）



市ホームページ

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター

電話：0120-252-071

（受付時間：平日9:00～18:00）



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに小矢部市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません。**

もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに小矢部市こども家庭課又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。